

広島工業大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）における学術研究に従事する研究者の遵守すべき倫理基準並びに研究活動上の不正行為の防止及び適正な対応について必要な事項を定め、当該学術研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され社会からの信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「研究」とは、専門的及び学際的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。
- (2) 「研究者」とは、本学の研究活動に従事する者（学生を含む。）及び本学の施設・設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (3) 「研究費」とは、本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。
- (4) 「研究活動」とは、高い倫理観を持ち、研究の立案、計画、申請、実施及び報告等の過程において、知の創造と専門的知見及び技術の維持向上に努め、研究成果を積極的に社会に還元する行為をいう。
- (5) 「研究活動上の不正行為」とは、前号に定める研究活動の過程で行った次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた行為を除く。
 - ① 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）
 - ② 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
 - ③ 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）
 - ④ その他研究上の倫理基準に違反する行為
 - ⑤ 上記①から④までの行為を立証する際における妨害及び証拠隠滅

(責任者)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、本学に次の者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 研究倫理教育責任者

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とし、本学における全ての研究活動及び研究費の管理責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究倫理の保持並びに研究費の管理及び運営が適正に行われるよう体制を整備しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正行為が生じた研究及び同行為が生じるおそれがある研究に対して、当該研究の遂行中止を命ずることができる。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、学長が指名する副学長とし、最高管理責任者を補佐するものとする。

- 2 統括管理責任者は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等について、大学全体を統括するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、工学系研究科長、各学部長及び事務局長とする。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理の保持が適正に行われるよう研究倫理教育を定期的実施するとともに

受講状況を確認する。

3 研究倫理教育責任者は、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。

(研究者の倫理及び責務)

第7条 研究者は、研究を行うにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心に従い誠実に行動すること。
- (2) 他国及び地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め、それを尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行わないこと。
- (3) 我が国の法令及び学校法人鶴学園（以下「本学園」という。）が定める諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等に従うこと。
- (4) 産学官連携による受託研究及び共同研究の活動を行うにあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めること。
- (5) 研究に従事する全ての者が対等な人格であることを理解し、互いの人格を尊重すること。（特に学生に対しては、不当な取扱いや不利益を被らせないよう十分に配慮すること。）
- (6) 研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為は、社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、行わないこと。
- (7) 本学が実施する研究倫理教育に関する講習等を受講すること。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等（以下「資料等」という。）を、一定期間保存又は保管しなくてはならない。この場合において、当該資料等の保存及び保管期間が法令又は本学園の規程等に定められている場合は、それに従うものとする。

2 研究者は、資料等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

(資料等の開示)

第9条 研究者は、前条に定める資料等について、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第10条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の資料等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（組織及び団体等を含む。）に対し、その目的及び収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第11条 個人を特定できる資料等の取扱いは、本学園の個人情報の保護に関する規程に従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第12条 研究者は、研究装置、機器、薬品及び材料等を使用するにあつては、関係法令、本学園の関連規程及び取扱い等を遵守し、最終処理まで責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果の公表)

第13条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するために、研究倫理に則り適切な方法によってそれを公表するものとする。

- 2 研究者は、他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を行うよう心がけなければならない。
- 3 研究者は、不適切な引用、誇大な表現及び誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識しなければならない。
- 4 研究者は、共同研究者及び論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表並びに利用に際しては明確な同意を得なければならない。
- 5 研究者は、研究成果を公表するにあつては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、

学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

第14条 研究者が、論文査読及び他者の研究業績の評価並びに検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要項等に従い、自己の信念に基づき評価しなくてはならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏洩し、又は不正に利用してはならない。

(モニタリング)

第15条 最高管理責任者は、研究費等の適正な運営及び管理を徹底するため、別に定めるところによりモニタリングと監査を実施する。

(研究倫理委員会)

第16条 第1条に定める目的を達成するため、本学に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 研究倫理教育責任者
- (3) 共同研究機構長
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 地域連携推進室長
- (7) その他学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画並びに実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) その他研究倫理に関する事項

(特定分野の委員会)

第17条 学長は、必要に応じて、学部教授会のもとに特定分野の研究倫理委員会を設置することができる。

2 前項に定める特定分野の研究倫理委員会に関する規程は、別に定める。

(不正行為への対応)

第18条 研究活動上の不正行為に係る通報、相談又は情報提供等（以下「通報等」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、これらの受付窓口を法人局総務部に置く。ただし、当該通報の内容が総務部に関係する場合の受付窓口は、法人局長とする。

2 通報等に関する必要な事項は、学校法人鶴学園公益通報等に関する規程に定めるところによる。

(調査)

第19条 学長は、不正行為等の疑いがある場合は、その当事者及び関係者に対し、学校法人鶴学園公益通報等に関する規程及び学校法人鶴学園教職員懲戒規則に基づき、調査を行うことができる。

(懲戒処分等)

第20条 前条に定める調査の結果、不正行為等に該当する事実があると判断した場合、当該行為に関与した者に対し、就業規程等に定める懲戒措置を講じるものとする。

2 前項において、当該行為を行った者が学生である場合は、「広島工業大学学則」及び「広島工業大学大学院学則」に基づき、教授会及び工学系研究科委員会の議を経て懲戒する。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、総務部が取扱う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会において決定する。

(雑 則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本学の研究に係る倫理の保持に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。